

入札参加説明書

山形県企業局の債務負担行為工事 丹南発電所建設工事に係る入札公告に基づく【条件付】一般競争入札（総合評価落札方式（技術提案評価型））については、入札公告、総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書及び特記仕様書に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月19日

2 工事の目的及び内容

本工事は、米沢市にある丹南砂防堰堤から取水する新規の発電所として、建設工事を実施するものである。

なお、本工事においては、基本設計による発電計画を参考に設計・施工一括による総合評価落札方式（技術提案評価型）により技術提案を求めるものであるが、有力な構造形式や工法等が複数存在することが想定されることから、幅広く技術提案を求め最適案を選定し、FIT制度における事業計画認定の早期取得、コスト縮減、ライフサイクルコストの最小化、最新技術の導入、地域貢献等を図り、施工方法に加えて工事目的物そのものの能力及び性能並びに品質、社会的便益が向上することを期待するものである。

3 工事の概要

（１）工 事 名 債務負担行為工事 丹南発電所建設工事

（２）工事場所 山形県米沢市大字赤崩 地内

（３）要求水準 別添「要求水準書」のとおり

（４）工 期 契約締結の日から受注者の提案日まで

（ただし、令和13年3月31日を超えないものとする）

（５） 本工事は、入札参加資格確認申請後、入札参加資格があると認めた者から技術提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

（６） 本工事は、入札時に技術提案として「6 総合評価に関する事項」に定める技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の工事である。

（７） 本工事は、（６）の技術提案の審査において、提案を改善するための技術対話を行う。

また、提案を実施するために必要な設計数量及び単価表等の見積の提出を求め、予定価格及び調査基準価格を定める工事である。なお、本工事（設計・施工）の予算の上限額は10億円（税込み）である。

（８） 本工事は、本工事に関する設計を自ら行う予定の入札参加者による技術提案等だけでなく、入札参加者と入札参加者より委託され本工事に関する設計を行う者（以下「設計受託者」という。）として予定されている者（以下「予定設計受託者」という。）との共同による技術提案等も認め、その内容を審査し、評価する工事である。

また、共同による技術提案等においては、予定設計受託者から提出された本工事の設計に関する見積書を入札参加者に提出させるものとする。受注者となった者には、当該予定設計受託者が提出した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、当該予定設計受託者と適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付ける。見積額以上の契約が締結されていない場合には、所管課長はその理由を受注者に提出させ、当該理由が不適正であった場合には、受注者に是正のための措置を講じるように求める。受注者が是正措置を講じない場合は、口頭注意の措置を行い、工事成績評定を5点減ずることとする。

なお、受注者から設計受託者への委託費の支払完了後に、受注者から発注者に提出させる設計受託者に対する支払報告書に記載の支払額が委託費を下回る場合には、設計受託者に対して適切な支払いがなされていないことから、その理由を受注者に提出させるものとする。当該理由が不適正であった場合には、受注者に是正のための措置を講じるように求める。受注者が是正措置を講じない場合は、口頭注意の措置を行い、工事成績評定を5点減ずることとする。

- (9) 設計についての技術提案を適切に評価するため、原則として、予定設計受託者も当該工事の技術対話へ同席すること。ただし、当該技術対話への同席は予定設計受託者の任意の協力によるものとする。
- (10) 予定設計受託者又は設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の予定設計受託者又は設計受託者の変更は認めない。なお、やむを得ず予定設計受託者又は設計受託者を変更する際は、発注者の承諾を得ること。

4 入札参加資格

4-1 入札参加者の資格

次の(1)から(3)に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、山形県建設工事共同企業体運用基準（平成16年4月1日施行。以下「共同企業体運用基準」という。）に基づく特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の認定を受けている者又は次の(1)から(3)に掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

- (1) 共同企業体運用基準に基づく特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の認定を受けている者で、入札公告2の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札公告2」という。）の条件を満たしていること（施工実績に関する事項における共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。）。なお、当該実績の工事成績評定点があるものについては、65点未満のものを除く。
- (2) 次に掲げるア又はイを満たす設計に係る管理技術者及び照査技術者（以下「設計技術者」という。）を当該設計に配置できること。管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。なお、当該設計を設計受託者に委託する場合は、「4-2 予定設計受託者の要件」に基づき予定設計受託者が設計技術者を配置すること。

ア 技術士（建設部門（選択科目を「電力土木」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門－電力土木」とする。）の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上の実務経験を有する者又は発注者が同等の能力を有していると認めた者）であること。

イ R C C M（選択部門は電力土木とする。）の資格を有する者であること。

- (3) 入札公告2の配置技術者に関する事項を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

4-2 予定設計受託者の要件

設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者は次の(1)から(4)に掲げる条件を満たしている単体企業、又は(1)から(4)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体とする。

- (1) 平成23年度以降に完了した水力発電所新設工事の設計業務（再委託によるものを除く）において、1件以上の実績を有すること。
- (2) 次に掲げるア又はイを満たす設計に係る設計技術者を当該設計に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。
- ア 技術士（建設部門（選択科目を「電力土木」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門－電力土木」とする。）の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上の実務経験を有する者又は発注者が同等の能力を有していると認めた者）であること。

イ R C C M（選択部門は電力土木とする。）の資格を有する者であること。

- (3) 配置予定の管理技術者は、平成23年度以降に完了した水力発電所新設工事の設計業務（再委託によるものを除く）において、管理技術者として従事した実績を1件以上有すること。
- (4) 入札参加者の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、入札参加資格停止中でないこと。

5 設計・施工一括に関する事項

- (1) 本書及び別添「要求水準書」に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、維持管理面等にも配慮した適切な設計及び施工計画を立案し、その内容を示した技術提案書（別記様式－4（入札参加説明書 第5、第8関係））を提出すること。なお、技術提案及び参考見積りの範囲は別紙－1（入札参加説明書 第5関係）によるものとする。
- (2) 提出された技術提案については、「6 総合評価に関する事項」に基づいて審査する。
- (3) 提案する工法は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいた工法を対象とする。
- (4) 技術提案書に対応した設計費及び工事費の参考見積書を作成し提出すること。

なお、参考見積書は工種、種別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を表示し、主要資材については、規格、数量、単価、金額を表示するとともに、可能な限り規格まで記入すること。体系は、債務負担行為工事 丹南発電所建設工事参考見積書（別記様式－8（入札参加説明書 第5、第8関係））を参考とすること。なお、様式は自由であるが、A4（縦書き）とすること。

ただし、参考見積書は予定価格を算出するための参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

6 総合評価に関する事項

(1) 予定価格

入札参加者から提出された技術提案若しくは改善された技術提案を基に評価した加算点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とし、修正公告にて山形県電子閲覧システムにおいて公表する。

ただし、掲載することが困難な場合は、山形県企業局総務企画課における閲覧のみとする。なお、加算点の最も高い者が2者以上いる場合にあっては、技術提案若しくは改善された技術提案に対する見積書の安価な方を予定価格とする。

(2) 施工体制評価項目の審査・評価方法（低入札価格調査）

入札参加説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、山形県企業局建設工事低入札価格調査制度取扱要領（平成17年1月1日施行。以下「低入要領」という。）に基づき確認を行うものとするが、審査に当たって確認したい事項等があった場合は、別途ヒアリングを実施することとし、その場合の日時や場所等については、別途連絡するものとする。

また、調査基準価格を下回る価格で応札した場合は、低入要領第3条に基づき開札後速やかに実施する低入札価格調査において、施工体制等を確認するものとする。

なお、調査基準価格における予定価格については、予定価格に見積書を採用された者以外の者においては、「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」に読み替えて適用するものとする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「技術提案」をもって入札に参加し、予定価格以下の入札価格である者のうち、「(4) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 総合評価の方法

ア 入札参加者の技術提案が、要求水準書に示す要求要件を満たした場合に、「標準点」100点を付与し、満たさない場合は不合格とする。

イ 「加算点」及び「施工体制評価点」の算出方法は、「(5) 評価基準」のとおりとする。

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、次のとおりとする。

技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100万

エ 加算点の定量評価で案分された点数については、小数第2位を四捨五入して小数第1位までとする。

オ 評価値については、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、小数点以下3桁まで同値で、落札者が判定できない場合は、判定できる桁までとする。

(5) 評価基準

ア 加算点

以下の技術提案に係る評価項目について評価を行う。なお、最高点は70点とする。

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	施設能力	《定量評価》 発電電力量	年間可能発電電力量の最大を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：2,330MWh/年	満点 10
		《定量評価》 工事完成	発電所建設の早期完成を評価する。 工事完成最短日を最高得点、工事完成の基準日を最低点0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・工事完成の基準日：令和13年3月31日	満点 10
	施工・維持管理	《定性評価》 電気機械設備の低コスト化	【優】電気機械設備施工における技術提案や安全対策に加え、電気機械設備の維持管理において運用・保守の省力化、レス化（油レス、水レス、補機レス）、長寿命化（材質選定等）、最新技術の導入、有意な工夫が見られ、メンテナンスの容易性や低コスト化が期待できる。	10
			【良】優・可の間である。	5
			【可】一般的な事項のみの記載となっている。	0
		《定性評価》 鋼構造物設備の低コスト化	【優】鋼構造物設備施工における技術提案や安全対策に加え、鋼構造物設備の維持管理においては、運用・保守の省力化（スクリーン目幅の最適化等）長寿命化（ステンレス材採用の材質選定等）、最新技術の導入、有効な工夫（除塵機設備の仕様・運用、水圧鉄管の大口径化等）が見られ、メンテナンスの容易性や低コスト化が期待できる。	10
			【良】優・可の間である。	5
			【可】一般的な事項のみの記載となっている。	0
		《定性評価》 土木設備の低コスト化	【優】土木設備施工における技術提案や安全対策に加え、土木設備の維持管理においては、運用・保守の省力化、長寿命化（材質選定等）、高品質化（高耐久仕様等）、最新技術の導入、有効な工夫（取水口除塵対策、沈砂池堆砂対策、水車への砂流出対策、洪水対策等）が見られ、メンテナンスの容易性や低コスト化が期待できる。	10
			【良】優・可の間である。	5
			【可】一般的な事項のみの記載となっている。	0
		《定性評価》 建築設備の低コスト化	【優】建築設備施工における技術提案や安全対策に加え、建築設備の維持管理においては、運用・保守の省力化、長寿命化（材質選定等）、高品質化（高耐久仕様等）、最新技術の導入、有効な工夫（積雪対策等）が見られ、メンテナンスの容易性や低コスト化が期待できる。	10
			【良】優・可の間である。	5
			【可】一般的な事項のみの記載となっている。	0
	地域貢献	《定性評価》 環境維持	【優】周辺環境及び地域住民の状況、施設の特徴を十分に理解しており、将来に渡る環境影響に配慮し、施工中の騒音、振動、水質汚濁等の環境対策は実現性が高く有効な工夫が見られる。	10
			【良】優・可の間である。	5
【可】一般的な事項のみの記載となっている。			0	

イ 施工体制評価点

以下の施工体制に係る評価項目について評価を行う。なお、最高点は 30 点とする。

評価項目		評価基準	配点
施工体制	《定性評価》 品質確保の実効性	【優】 調査基準価格以上の価格で応札した場合 〔工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札参加説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められることを評価。〕	30
		【良】 調査基準価格を下回る価格で応札した場合 〔工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札参加説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められることを評価。〕	15
	《定性評価》 施工体制確保の確実性	【優】 調査基準価格以上の価格で応札した場合 〔工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札参加説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できることを評価。〕	5
		【良】 調査基準価格を下回る価格で応札した場合 〔工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札参加説明書等に記載された要求要件を確実に実現できることを評価。〕	15

(6) その他

受注者の責めに帰すべき事由により、技術提案及び要求水準書の要求要件を満足できない場合は、設計施工請負契約約款第 44 条（契約不適合責任）に基づき、当該要求要件を満足するよう修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求するものとする。

この場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、代金の減額を請求するものとする。なお、履行の追完が契約工期以降となる場合は、同約款第 53 条（発注者の損害賠償請求等）に基づき損害の賠償を請求するものとする。これらの代金の減額又は損害の賠償を請求する場合においては、当該工事成績評定を 5 点減ずるものとする。なお、重複して減ずることはない。

ただし、施工条件の変更や自然災害等、受注者の責めに帰さない事由により、技術提案及び要求水準書の要求要件を満たすことができない場合は、この限りでない。

7 入札手続における担当部署

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県企業局総務企画課 入札担当

電 話 023-630-2237

F A X 023-624-8737

E-mail ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp

8 入札参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、「4-1 入札参加者の資格」に掲げる入札参加資格を確認するため、

次に従い、申請書及び入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

「４－１入札参加者の資格（１）」の事項を満たしていない者も「４－１入札参加者の資格（２）から（３）」迄に掲げる事項を満たしているときは、開札時において「４－１入札参加者の資格（１）」を満たしていることを条件として、入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において「４－１入札参加者の資格（１）」を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

また、設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者に関して「４－２予定設計受託者の要件」に掲げる資格要件を有することを証明するための申請書及び添付資料を提出し、予定設計受託者としての資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出期間

公告日から令和８年１１月２０日まで

ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年県条例第１０号）に規定する休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。以下日数の規定において同じ。

イ 提出場所

「７ 入札手続における担当部署」と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。なお、提出書類は通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：１／〇〇～〇〇／〇〇）。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定の申請を行うことができるものとする。その際の、申請期限の特例については、次のとおりとする。

・令和９年２月１日まで

- （２） 申請書は、別記様式－１（入札参加説明書 第８関係）により作成すること。
- （３） 添付資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡し済みのものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」（別記様式－２－１（入札参加説明書 第８関係））に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－３－２（入札参加説明書 第８関係））の「工事経験の概要」に記載する工事について、工事成績評定通知書がある場合は、その写しを添付すること。

ア 同種工事の施工実績

「４－１入札参加者の資格（１）」に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式－２－１（入札参加説明書 第８関係）に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。

イ 配置予定技術者の同種工事の経験

- (ア) 設計を自ら行う場合、設計技術者については、「４－１入札参加者の資格（２）」に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者とその資格内容を別記様式－３－１（入札説明書 第８関係）に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。

また、配置予定の技術者として複数の候補技術者とその資格を記載することもできる。

- (イ) 主任技術者又は監理技術者については「４－１入札参加者の資格（３）」に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－３－２（入札参加説明書 第８関係）に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること）。記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

- (ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札しとはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 設計を設計受託者に委託する場合の予定設計受託者の業務実績

「４－２予定設計受託者の要件（１）」に掲げる資格があることを判断できる同種業務実績を別記様式－２－２（入札参加説明書 第８関係）に記載すること。記載する同種業務実績の件数は１件でよい。

エ 設計を設計受託者に委託する場合の配置予定の設計技術者

管理技術者については、「４－２予定設計受託者の要件（２）」の資格内容及び「４－２予定設計受託者の要件（３）」の同種業務実績（１件でよい）を別記様式－３－１（入札参加説明書 第８関係）に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。照査技術者については、「４－２予定設計受託者の要件（２）」の資格内容を別記様式－３－１（入札参加説明書 第８関係）に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。

オ 契約書の写し

ア・イ(イ)の施工実績及びイ(ア)・ウ・エの業務実績として記載した工事及び業務に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名若しくは業務名、契約金額、工期若しくは履行期間、発注者、請負者若しくは受託者が確認できる部分のみでよい。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

また、設計を設計受託者に委託する場合、ウ及びエの業務実績として記載した設計に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者が確認できる部分のみでよい。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

カ 技術提案書

入札参加者は、入札参加資格があると通知された後から入札公告に示す期限までに技術提案を別記様式－４（入札参加説明書 第５、第８関係）に基づいて作成し、併せて技術提案書及び要求水準書を満足するための設計数量及び参考見積書を別記様式－８（入札参加説明書 第５、第８関係）に基づいて提出すること。

なお、技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

- （４） 入札参加資格の確認は、申請書及び添付資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は５日以内に債務負担行為工事 丹南発電所建設工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）別記様式第２号（実施要領 第１１関係）にて通知する。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- （５） その他
 - ア 申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び添付資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び添付資料は、返却しない。
 - エ 提出期限日以降における申請書又は添付資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書及び添付資料に関する問合せ先は、「７ 入札手続における担当部署」と同じとする。
 - カ 申請書類のすべてを令和８年 １１ 月 ２０ 日必着で郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。提出先及び郵送の際の送付先は「７ 入札手続における担当部署」と同じとする。

９ 技術提案に関する確認等

（１）技術提案の改善（技術対話）

ア 技術対話について、発注者と入札参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は入札参加者に提案を改善する機会を与えるものとし、技術提案の改善は、次のいずれかの場合によるものとする。

- ・技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上でイに示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合
- ・技術提案書の記載内容について、イに示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合

イ 改善された技術提案の提出場所及び提出期限

技術対話の翌日から発注者が指示する日までに７の担当部署に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。

ウ 改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみで良いものとするが、発注者が必要に応じて行う資料の提出指示には応じなければならない。

（２）技術提案に対する審査内容

技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は、学識経験者等による組織を活用する場合がある。

（３）改善された技術提案に対する設計数量及び参考見積書の提出

改善された技術提案に対する設計数量及び参考見積書を８（３）カに基づき次の期限に提出

すること。

- ・技術対話の翌日から発注者が指示する日までに7の担当部署に持参すること。

(4) 評価結果の公表

技術提案書の技術評価点、技術評価結果、技術提案書の改善過程については、総合評価実施要領別記様式第4号（実施要領 第18関係）及び別記様式第5号（実施要領 第18関係）にて山形県電子閲覧システムにおいて公表する。

ただし、掲示することが困難な場合は7の担当部署における閲覧のみとする。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期間

通知を受理した日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所

7の担当部署と同じとする。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）を持参することにより提出することとする。

- (2) 説明を求められたときは書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

11 技術評価点の開示請求及び非選定理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち不服がある者は、評価結果の公表後、技術評価点の開示請求及び非選定理由について、次に従い書面にて説明要求等を行うことができる。

ア 技術評価点の開示請求

技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内

イ 非選定理由の説明要求

落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内

- (2) 説明を求められたときは、次に従い書面にて回答する。

ア 技術評価点の開示

開示請求の書面を受理した日の翌日から起算して2日以内

イ 非選定理由の説明

非選定理由の説明要求の書面を受理した日の翌日から起算して5日以内

12 入札参加説明書に対する質問

- (1) この入札参加説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

入札参加説明書に関する質問は、次に定める期間、7の担当部署において電子メールで受け付ける。

イ 受領期間

(ア) 入札参加資格の質問の受付

公告日から令和8年11月6日まで

(イ) 技術提案書の質問の受付

公告日から令和8年12月4日まで

- (2) (1)の質問に対する回答は、山形県電子閲覧システム及び山形県企業局ホームページにて次の期間掲載することにより行う。ただし、掲載することが困難な場合は、7の担当部署における閲覧のみとする（入札参加者による技術提案内容に関する事項は除く。）。

ア 回答の掲載（閲覧）期間

(ア) 入札参加資格の質問の回答

公告日から令和8年11月20日まで

(イ) 技術提案書の質問の回答

公告日から令和8年12月21日まで

13 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の受付期間は、入札公告5 入札日程等に関する事項のとおりとする。
- (2) 開札日時及び場所は、入札公告5 入札日程等に関する事項のとおりとする。
- (3) その他

紙による入札を行う場合は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

14 入札方法等

- (1) 入札は、山形県電子入札システムにより行う。ただし、困難な場合は7の担当部署へ書面にて提出すること。なお、郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）することもできるが、電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金については、納付すること。ただし、設計施工請負契約約款第4条第1項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付がなされたものとし、同項第4号又は第5号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

16 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、書面にて提出する場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封

筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は、別記様式－7（入札参加説明書 第16 関係）とする。
- (3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
 - ア 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - (ウ) 他の工事の内訳書である場合
 - (エ) 白紙である場合
 - (オ) 内訳書に押印が欠けている場合（書面提出の場合に限る）
 - (カ) 内訳書が特定できない場合
 - (キ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - イ 記載すべき事項が欠けている場合
 - (ア) 内訳の記載が全くない場合
 - (イ) 入札参加説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - (ア) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - エ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - (ア) 発注者名に誤りがある場合
 - (イ) 発注案件名に誤りがある場合
 - (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
 - (エ) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
 - オ その他未提出又は不備がある場合

17 予定設計受託者からの見積書の提出

- (1) 入札参加者は、次に定めるところにより、予定設計受託者から提出された見積書の写しを提出すること。
提出期限：令和8年12月21日
提出先：7の担当部署と同じとする。
様式：別記様式－5（入札参加説明書 第17 関係）によることとする。
- (2) 設計について、入札参加者が自ら実施する場合には、(1) の見積書の写しに代えて、別記様式－6（入札参加説明書 第17 関係）の通知書を提出すること。
- (3) (1) の見積書の写し及び(2) の通知書のいずれも提出がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その者のした入札を無効として取り扱う。
- (4) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、予定設計受託者による設計の履行が不可能になった場合には、新たに自ら設計を実施する入札参加者を除き、契約締結時までに(1) に掲げる提出先に新たな設計受託者の見積書の写しを提出することとする。

- (5) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、設計を自ら行うこととした場合には、契約締結時まで(1)に掲げる提出先に別記様式-6(入札参加説明書 第17 関係)の通知書を提出することとする。

18 開札

本案件は、山形県電子入札システムにより執行する。ただし、紙入札方式を希望する者は、入札書を書面にて提出することができる。

紙入札方式による場合、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うものとする。なお、入札者又はその代理人が初回の開札に立ち会わない場合であっても、当該入札は有効とする。ただし、再度入札(追加入札)に移行した際は、入札執行者からの連絡に対し、参加の意思を直ちに表明しなければならない。

19 入札の無効

入札公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに総合評価落札方式(技術提案評価型)公告共通事項書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4の入札参加資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

20 設計

落札者は、契約後、本工事に係る設計(必要な測量、地質調査を含む。)を行うものとする。設計費用については請負金額に含むものとする。

21 契約変更の取り扱い

本工事の契約変更については、次の(1)から(5)により行うものとする。

- (1) 実施設計は発注者が審査のうえ承認し、その設計に基づき、当該工事の施工範囲内容を確認のうえ設計図書を変更するが、請負代金額の変更は行わない。
- (2) 貸与資料では予見できなかった事象による変更については、発注者、受注者及び必要に応じ第三者の見解をもとに、発注者が認めたものについては、変更の対象とする。
- (3) 不可抗力(地震等)によって地形等が変化し、施工数量に変更がある場合は、変更の対象とする。
- (4) 社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、変更の対象とする。
- (5) 関係機関との協議により設計及び施工条件の変更が生じた場合は、変更の対象とする。

22 リスク分担

リスク分担については、別紙-2(入札参加説明書 第22 関係)によるものとする。

23 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4－1（2）又は（3）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

24 手続における交渉の有無

無

25 契約書作成の可否等

設計施工請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

26 支払条件

本工事の前払条件は、設計施工請負契約約款第 34 条（前金払及び中間前金払）及び第 37 条（部分払）のとおりとする。

（1）前金払 有

（2）設計の部分引渡しに伴う設計費の支払い 有

（3）中間前金払及び部分払 令和 8 年度：0 回、令和 9 年度以降：年度につき 3 回

27 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

28 関連情報を入手するための照会窓口

7 の担当部署と同じとする。

29 その他

- （1） 申請書又は添付資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- （2） 工事の一部を他社に下請負させる場合は、施工体制台帳に記載すること。なお、入札参加資格停止期間中の者に下請負をさせてはならない。
- （3） 落札者は、8（3）の添付資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- （4） 入札参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- （5） 入札が不落となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。
- （6） 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が 2 人以上ある時は、総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書 14（2）に規定するくじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から連絡する。

- (7) 本工事に共同企業体として申請書及び添付資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び添付資料を提出することはできない。
- (8) 債務負担行為工事の説明については、次のとおりとする。

- ・工事名称： 債務負担行為工事 丹南発電所建設工事

- ・前払い金： 本工事の工期は、令和8年度から令和12年度の5か年度とする。

設計施工請負契約約款（以下「契約約款」という。）第39条第2項の規定による各会計年度における出来高予定額は下記のとおりとする。

前払金は、契約約款第40条第1項に基づき請求することができる。

【出来高予定額】

令和8年度 0円

令和9年度 契約時の協議による。

令和10年度 契約時の協議による。

令和11年度 契約時の協議による。

令和12年度 請負代金額のうち上記を除く額